

# マイナンバーの 通知カードが廃止されます

マイナンバー（個人番号）の通知カードが5月下旬に廃止されます。そこで、その内容やマイナンバーカードの申請方法などについてお知らせします。

## 通知カードの廃止と経過措置

マイナンバーの通知カード（左の図を参照）が、法改正により、5月下旬に廃止されることとなり、マイナンバーを証明する書類として使用できなくなります。それに伴い、通知カードの新規発行や再発

行、氏名、住所などの記載事項の変更手続きもできなくなります。マイナンバーを証明する書類が必要な場合には、マイナンバーカードを提示するか、マイナンバー入りの住民票の写しまたは住民票記載事項証明書の提出が必要となります。

なお、経過措置として、通

知カードは、氏名や住所などが住民票と一致している場合に限り、廃止後も引き続きマイナンバーを証明する書類として使うことができます。

## この機会にマイナンバーカードの申請を

マイナンバーカードは、これ1枚でマイナンバーを証明することができ、写真付きの身分証明書にもなるほか、3年3月からは保険証としても使えるようになる予定です。

マイナンバーカードの取得には申請が必要です（下の図を参照）。交付まで、おおむね1カ月を要しますので、余裕を持って申請してください。

◆お問い合わせは、戸籍住民課 ☎ 4111 内線 296、  
FAX 4644 へどうぞ。



通知カード

交付申請書

通知カードとは、平成27年秋に国から全国民に送付された、マイナンバーを証明する緑色の紙です。

## マイナンバーカードの申請と交付までの流れ

申請には交付申請書が必要です

スタート!

交付申請書をお持ちの方

※平成27年秋に送付された通知カードの下に印刷されています（上の図参照）。

交付申請書をお持ちでない方

再発行をしますので、本人確認書類を持って、市役所別館1階マイナンバー窓口（戸籍住民課）または各サービスセンターへお越しください。

本人確認書類として有効なもの

- 次の中から1点
- ・運転免許証
- ・旅券
- ・在留カード など



※これらをお持ちでない場合は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類（健康保険証、年金手帳等）のうち2点

### 1 申請する

次の方法によりご自身で申請していただきます。  
・郵送 ・インターネット  
(申請書のQRコードを読むか「個人番号カード 申請」で検索)

### 2 交付通知書が届く

ご自宅に交付通知書（はがき）が届きます。個人番号カードの作成におおむね1カ月を要します。

### 3 マイナンバーカードを受け取る

次の書類を持って、市役所別館1階マイナンバー窓口（戸籍住民課）へお越しください。  
・交付通知書  
・本人確認書類

